

街路整備とウォークブルの 切っても切れない関係

国土交通省 東北地方整備局 建政部
都市・住宅整備課長
高濱 康亘

H28 街路交通施設課

9



日本大通

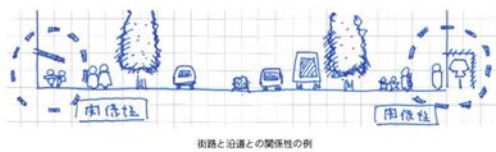
表参道

関係性

12

■ 取組1：エリア一帯での街路整備

沿道との関係性を重視した、エリア一帯での取組みに対して支援するスキームをつくる。すなわち、街路空間を道路区域と沿道部分に分離することなく総体としてとらえ、地域においてエリアとしての議論が起こることを条件に、沿道の土地利用やそこでのアクティビティなどエリア一帯としての整備・取組みに対して予算・技術的助言等の支援を行う。



街路と沿道との関係性の例

出典：「これからの街路交通施設行政に求められる7つの提言」
都市局 街路交通施設課 係長以下の会（イカ会）、2016

Walkable MORIOKA



葺手町こみち

16



櫻山横丁 ～サクヨコ～

21



求められている屋外空間

26



図4-1 3月の公園利用者の比較(都内3公園の平均)



国土交通省
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ
地方公共団体等に連携して申請すると
**テイクアウトやテラス営業などのための
道路占用の許可基準を緩和します**

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和することとしました。
また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

今回の緊急措置のポイント

内容	主体	場所	占用料	占用期間
① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な措置であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等に協力いただけること	地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 ※3 近隣の地方公共団体等に相談ください。	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必須です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。	免除（施設付近の清掃等に協力いただける場合）	令和2年11月30日まで

27

30

幹線街路整備とWalkable

もりおか交通戦略（2009.10（2021.09 から第二期））

31



姫路市の取り組み

35



長野市の取り組み：トラフィックセル

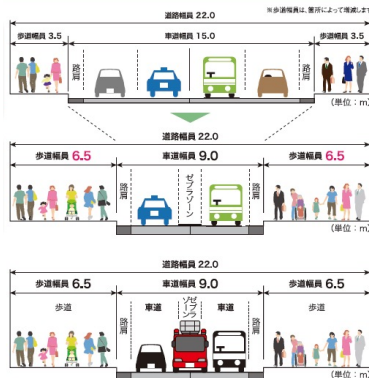
38



出典 | 長野都市圏総合都市交通計画協議会『長野都市圏総合都市交通計画』2019

京都市の取り組み

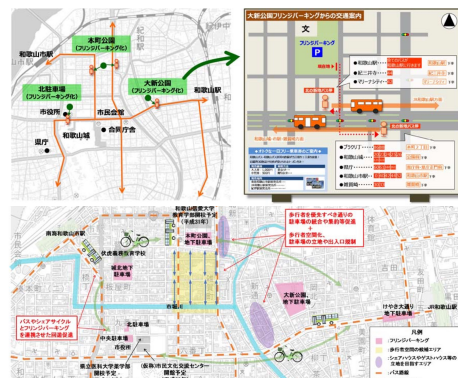
40



出典 | 京都市『四条通歩道拡幅事業完成記念誌』2015

和歌山市：計画的な駐車場配置

42



出典 | 和歌山市『和歌山市地域公共交通網形成計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略』2019

福岡市：駐車場と公共交通の連携

43



出典 | 福岡市webサイト

【次の宿題】①か②の好きな方に取り組んでみよう

- ① 住んでいる街の イトコロ をウォークブル目線で 3つ 挙げてみよう
- ② 幹線道路の整備効果 によってウォークブル施策が進むことをアピールする妄想をしてみよう

50